

第十項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項若しくは第四項（これらの規定を第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項若しくは第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第九項若しくは第十項、第二十三条第一項から第四項まで（これらの規定を第三十一条第七項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第三項から第六項までの規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

三 第十三条第一項（第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、同条第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條」を「第九條」に、「(第十二條・第十三條)」を「(第十條・第十一條)」に、
「第二節 優先出資の発行の特例(第十四条)」

第三節 信用金庫等の持分に係る特例(第十五条・第十六条)

第四章 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置 「第二節 信用金庫

第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例等(第十七条)

第二節 預金保険機構の業務の特例等(第十八条—第三十五条)

第四章 その他の組

第五章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

等の持分に係る特例(第十二条・第十三条)

織再編成の促進のための特別措置 「

に、「(第三十六条・第三十七条)」を「(第十四条・第

十五条)」に、「(第三十一条—第五十三条)」を「(第十六条—第三十条)」に、「(第五十四条—

第六十二条)」を「(第三十一条—第三十九条)」に、

〔第六章 雜則(第六十三条—第七十条)〕
〔第七章 罰則(第七十一条—第七十三条)〕を

〔第五章 雜則(第四十条—第四十六条)〕

に改める。

〔第六章 罰則(第四十七条—第四十八条)〕

第一条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項及び第八項を削る。

第五条第四号中「銀行法第十四条の二その他これに類する」を「銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「(第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一号及び第二号に」を「次に」に、「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書及び第三号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出として「（認定経営基盤強化計画の履行を確保するための監督上の措置）」を付し、第十条を第九条とし、第十一条を削る。

第三章第一節中第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第三章第二節を削る。

第十五条第一項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第十六条第一項」に、「第三十八条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第六項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第八項中「第四十七条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第四十七条第二項」を「第二十四条例第二項」に改め、同条第十一項中「優先出資を」を「優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）」を「」に改め、第三章第三節中同条を第十二条とする。

第十六条第一項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第四十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第四十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同条第六項中「第八条」を「第七条」に改

め、同条第八項中「第四十九条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第四十九条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第十一項中「優先出資法」を「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に改め、第三章第三節中同条を第十三条とする。

第三章中第三節を第二節とする。

第四章を削る。

第三十六条中「預金保険法」の下に「(昭和四十六年法律第三十四号)」を加え、第五章第一節中同条を第十四条とする。

第五章第一節中第三十七条を第十五条とする。

第五章第二節中第三十八条を第十六条とする。

第三十九条第一項中「第四十八条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第四十条を第十八条とする。

第四十一条第四項中「第四十一条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第四十二条を削る。

第四十三条第四項中「第四十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第五章第一節中第四十四条を第二十一条とし、第四十五条から第五十三条までを二十三条ずつ繰り上げる。

第五章第三節中第五十四条を第三十一条とし、第五十五条を第三十二条とし、第五十六条を第三十三条とする。

第五十七条中「協同組織金融機関」の下に「（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）」を加え、同条を第三十四条とする。

第五章第三節中第五十八条を第三十五条とし、第五十九条から第六十二条までを二十三条ずつ繰り上げる。

第五章を第四章とする。

第六十三条を削る。

第六十四条中「第五章第二節」を「第四章第二節」に改め、第六章中同条を第四十条とし、第六十五条を第四十一条とする。

第六十六条第六項中「第十三条」を「第十一条」に改め、同条を第四十二条とする。

第六十七条を第四十三条とし、第六十八条を第四十四条とする。

第六十九条中「省令とする」を「命令とする」に改め、同条を第四十五条とし、第六章中第七十条を第四十六条とする。

第六章を第五章とする。

第七十一条を削る。

第七十二条第一項を次のように改める。

第八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章中第七十二条を第四十七条とする。

第七十三条中「取締役」の下に「執行役」を加え、同条第一号中「第十二条第一項又は第六十六条第一項」を「第十条第一項又は第四十二条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項から第八項まで又は第十六条第一項から第八項まで」を「第十二条第一項から第八項まで又は第十三条第一項から第八項まで」に改め、第七章中同条を第四十八条とする。

第七章を第六章とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「旧組織再編成促進特別措置法」という。）第三条又は第七条第一項の規定による認定に係る旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画（旧組織再編成促進特別措置法第六条第一項に規定する金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においてこれらの規定による認定がされた場合に限る。次条において「旧認定経営基盤強化計画」という。）については、旧組織再編成促進特別措置法第七条から第十一条まで、第二章及び第六十六条の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧組織再編成促進特別措置法第十七条第二項の規定により経営基盤強化計画（旧組織再編成促進特別措置法第三条第一項に規定する経営基盤強化計画をいう。）を提出した協同組織金融機関（旧組織再編成促進特別措置法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。）については、旧組織再編成促進特別措置法第十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にされた旧組織再編成促進特別措置法第二十一条第四項の規定による決定（次条にお

いて「旧決定」という。）に係る旧組織再編成促進特別措置法第二十一条第二項に規定する経営基盤強化指導計画については、旧組織再編成促進特別措置法第二十二条から第二十五条までの規定は、なおその効力を有する。

第四条 旧組織再編成促進特別措置法第十八条第一項に規定する協定に係る協定銀行（同項に規定する協定銀行をいう。）の業務（旧認定経営基盤強化計画又は旧決定に係るものに限る。）及び当該業務に係る機構の業務については、旧組織再編成促進特別措置法第十八条、第十九条第一項、第二十六条から第三十三条まで及び第三十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧組織再編成促進特別措置法第三十一条中「特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて」とあるのは「平成十七年三月三十一日までは特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて、同年四月一日以後は金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号）第四十三条に規定する金融機能強化勘定において」とする。

2 機構が平成十七年四月一日以後に前項の規定による業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、当該業務を金融機能強化業務とみなして、第四十四条及び第四十五条の規定を適用する。

第五条 機構は、平成十七年三月三十一日において、前条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧組織再編成促進特別措置法第三十一条に規定する金融機関等経営基盤強化勘定を廃止するものとし、その廃止の際金融機関等経営基盤強化勘定に属する資産及び負債は、金融機能強化勘定に帰属するものとする。

(金融庁設置法の一部改正)

第六条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(金融機能強化審査会)

第十七条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号）で定めるところにより金融庁に置かれる金融機能強化審査会は、同法の定めるところによる。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び第四条第一項の規定によりなお効力を有する」ととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。